

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.80

【事務局】北海道立消費生活センター<http://www.do-syouhi-c.jp>《指定管理者（一社）北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道庁別館西棟 TEL011-221-0110 FAX011-221-4210

5 月の消費者月間盛況に終わる

北海道立消費生活センターは、「行動しよう消費者の未来へ」を統一テーマとした 5 月の消費者月間に、消費生活に関する情報を広く道民に周知し消費者啓発の一層の推進を図ることを目的として、街頭啓発「悪質商法・特殊詐欺被害防止キャンペーン」を実施しました。その様子をいくつかご紹介します。

北海道立消費生活センター・(一社)北海道消費者協会は札幌市消費者センター・(公社)札幌消費者協会と共催し、北海道警察、HTB、(一社)日本損害保険協会にご協力を頂いて 5 月 30 日に札幌駅前地下歩行空間の北大通交差点広場で街頭啓発「悪質商法・特殊詐欺被害防止キャンペーン」を開催し被害防止を呼びかけました。

同一テーマでの開催は今年度で 3 回目となる街頭啓発には、1500 名の方々にご来場いただきました。

振り込み詐欺防止電話コーナー

詐欺対策機能が充実している振り込み詐欺防止電話（シャープ（株）及びパナソニック（株））や迷惑電話を自動で着信拒否するトビラフォン（トビラシステムズ）を展示して来場者に説明しました。床には詐欺防止マット（ダスキン（株））も併せて展示しました。



振り込み詐欺防止電話コーナー



ダスキン床マット

犯人の肉声コーナー及びスタンプラリー

実際の犯人の肉声を聞ける電話コーナー・振り込み詐欺防止電話コーナー・商品テストコーナーの 3 カ所を回るスタンプラリーも大好評。スタンプを集めた参加者には A 賞。寸劇の観覧者、カルタ大会参加者には B 賞をプレゼントしました。



4 億 3600 万円の模擬券



商品テストコーナー

北海道警察グッズコーナー

道警キャラクター「ほくとくん」、札幌市消費者教育キャラクター「しろくまくん」の登場に会場は、笑顔に包まれました。



「ほくとくん」と「しろくまくん」

各警察署・防犯協会から啓発グッズの提供がありました。

北海道警察ちびっこミニ制服着用体験コーナー

警察官のミニ制服を着て写真撮影ができる「ちびっこミニ制服着用体験コーナー」を設置しました。

警察官のミニ制服がお似合いのちびっこは、元気いっぱいでした。

大人気の「ほくとくん」や「しろくまくん」のとの写真撮影後、啓発グッズを参加者に贈呈しました。



寸劇・悪質商法かるた大会

札幌市消費者センター所属「劇団來楽（ライラック）」による寸劇「高額買取と言われてその気になったが」を 6 名で実演。司会者からは被害を防止するための留意点などの紹介がありました。また劇団員による「悪質商法かるた大会」が行われました。優勝者には「LED ライト」、準優勝者には「LED ランタン」を進呈しました。



劇団來楽による寸劇

消費者安全確保地域協議会の設置を促進

～平成 29 年版消費者白書から見る地方消費者行政の現況について～

平成 29 年版消費者白書によると、近年、高齢者の消費者被害が深刻化しています。その背景には、生活困窮や社会的孤立、認知力の低下などが潜んでいることが多く、また高齢者本人からの相談が少なく、対応が遅れることで被害が拡大しています。このため高齢者本人が消費生活センター等に相談することを待つだけではなく、周囲の人たちが高齢者の消費生活上の安全を常に気を配り、何らかの異変を察知した場合には、消費生活センター等の機関と連携するなど地域で見守り体制を構築することが高齢者の消費者被害の拡大防止や未然防止に極めて有効とされています。

地域消費者被害防止ネットワークの構築を図る

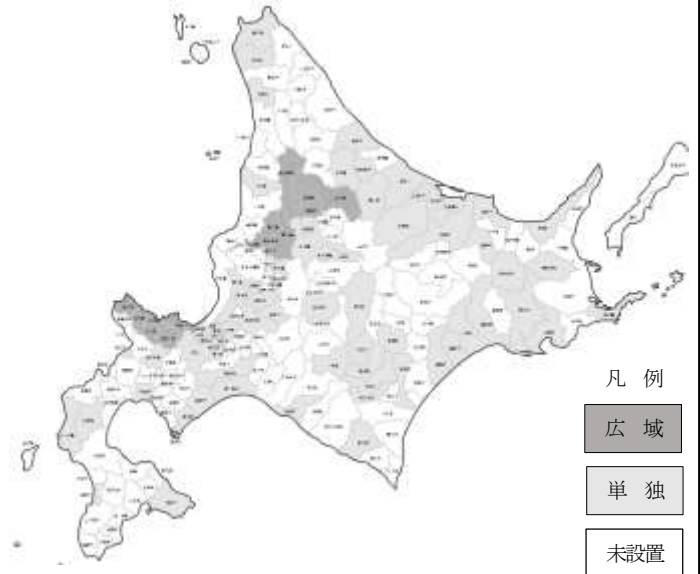
改正消費者安全法 2016 年 4 月 1 日から施行

地域社会において高齢者等の消費者被害に遭いやすい消費者を消費者被害から守るための見守りネットワークの整備を図ることを内容とする消費者安全法の改正法（以下「改正消費者安全法」）が 2014 年 6 月に成立し一部の規定を除いて 2016 年 4 月 1 日に施行されました。

改正消費者安全法では地方公共団体が関係機関を始めとする地域で活動する様々な団体や個人を構成員とした消費者安全確保地域協議会を設置し、消費生活上、特に配慮を要する消費者の見守り等必要な取組を行うことができることを定めるとともに、地域で活動する「消費生活協力団体」、「消費生活協力員」を育成確保すること等も規定しています。

北海道では消費者安全確保地域協議会の設置に向けた取り組みが進められ、平成 29 年 7 月 1 日現在 6 カ所で設置されています。なお、平成 28 年度の地域消費者被害防止ネットワーク設立は 8 か所（通算 65 カ所）です。（右図参照）

消費者安全確保地域協議会設置状況（平成 29 年 7 月 1 日現在）
北海道、江別市、豊浦町、湧別町、登別市、釧路市
（6 カ所）



平成 28 年度地域消費者被害防止ネットワーク設立
江別市、浦幌町、豊浦町、中札内村、今金町
深川地域（深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町）
せたな町、登別市（8 カ所）

地方消費者行政の現況

これまで国は、地方消費者行政の充実・強化に関しては、地方消費者行政推進交付金等（2008 年度から 2016 年度まで約 493 億円）を活用し、消費生活センター・相談窓口の設置、消費生活相談員の配置・養成、消費者教育・啓発など地方公共団体の様々な取組を支援してきました。また 2015 年 3 月には「地方消費者行政強化作戦」（右表を参照）が改定され、新たに消費者教育の推進、改正消費者安全法の規定に基づく消費者安全確保地域協議会の設置に関する目標が定められています。（「人口 5 万人以上の全市町」に設置。）

図表Ⅱ-1-7-4 地方消費者行政強化作戦

趣旨

- 消費者基本計画（2015 年 3 月 24 日閣議決定）を踏まえ、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備
- ✓ 地方消費者行政のための交付金を通じ、地方における計画的・安定的な取組を支援
- ✓ 地方の自主性・独自性を確保しつつ、交付金を通じた当面の政策目標を設定

当面の政策目標

- 都道府県ごとに以下の目標を達成することを目指し、地方公共団体の取組を支援
 - 〈政策目標 1〉相談体制の空白地域の解消
 - 1-1 相談窓口未設置の自治体（市町村）を解消
 - 〈政策目標 2〉相談体制の質の向上
 - 2-1 消費生活センターの設立促進（人口 5 万人以上の全市町及び人口 5 万人未満の市町村の 50% 以上）
 - 【消費生活相談員】
 - 2-2 管内自治体（市区町村）の 50% 以上に配置
 - 2-3 資格保有率を 75% 以上に引き上げ
 - 2-4 研修参加率を 100% に引き上げ（各年度）
 - 〈政策目標 3〉適格消費者団体の空白地域の解消
 - 3-1 適格消費者団体が存在しない 3 ブロック（東北、北陸、四国）における適格消費者団体の設立支援
 - 〈政策目標 4〉消費者教育の推進
 - 4-1 消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置（全都道府県・政令市）
 - 〈政策目標 5〉「見守りネットワーク」の構築
 - 5-1 消費者安全確保地域協議会の設置（人口 5 万人以上の全市町）

「警察官」「区役所職員」「金融庁職員」「息子」を 名乗る詐欺が連続発生

北海道内で警察官や区役所職員や金融庁職員などを名乗って現金をだまし取る「オレオレ詐欺の被害が連続発生」しています。報道によりますと今年1月から6月末までの半年間の被害件数は昨年の7倍の70件、被害金額は19倍の約1億9000万円に上りました。北海道警察は今年4回目となる「特殊詐欺警報」北海道全域に出して注意を呼び掛けました。期間は7月3日～16日までの2週間でした。架空請求詐欺や融資保証金詐欺、還付金などを含めた特殊詐欺の被害件数は今年1月から6月までで133件、前年同期（84件）の約1.6倍です。被害額は約1.8倍の2億7200万円に上りました。このうちオレオレ詐欺の約1億9000万円は全体の7割を占めており、突出している状況で注意が必要です。

6月中の主な予兆電話

10日 警察官を名乗る

「不審な電話がきていませんか。」

札幌市厚別区、東区

12日 警察官を名乗る

「家族構成は？預金は・・・。」

札幌市東区

26日 警察官を名乗る

「あなたの通帳が詐欺事件に使われている。」

「家族構成は？口座番号は？」

札幌市内、札幌近郊

28日 警察官を名乗る

「犯人が持っていた資料の中からあなたの個人情報が出てきました。」

「金融庁から連絡があります。」 小樽市

28日 区役所職員・銀行員を名乗る

「年金・医療費の還付金があります。」

「手続きのためスーパーのATMへ行ってください。」 札幌市南区

29日 警察官を名乗る

「お金が下ろされているが、国が補償するので口座番号や暗証番号を教えてください。」 江別市内、札幌市内

この種の予兆電話は、これまでの傾向から

- ・ 警察官や金融庁を名乗った者から、「通帳とキャッシュカードを預からせてほしい」などと連絡が入り通帳等をだまし取る。（暗証番号も聞き出す。）
- ・ 現金を引き出させて手元に保管させたうえ、「犯人の指紋を調べるために現金を預からせてほしい」などと言って、現金を受け取りに来てだまし取る。

等の「オレオレ詐欺」に発展する可能性が非常に高いと思われます。この種の事件は、短期的に集中して連続的に発生する傾向にあります。

予兆電話が発生した地域以外にも拡散する可能性もあることから北海道警察では、金融機関や関係機関に未然防止の注意喚起をお願いしています。

金融機関の皆様におかれましては、窓口での高額な現金引き出し、解約手続きの取り扱いの際には、積極的なお声掛け確実な全件通報を徹底していただきますようお願いいたします。また、ATMを利用する高齢者や動揺している様子等があれば、あわせて声掛けをお願い致します。なお、声掛けの際は、上記の具体的な事例を教示するなど被害者がだまされていることに気づく声掛けにご配慮願います。

関係機関・団体の皆様におかれましては、各種ネットワークを通じるなどして、できる限り多くの職員および地域住民の方々に、緊急的にこの情報をお伝えし注意喚起していただきますよう、お願いいたします。

（情報提供：北海道警察生活安全企画課）

両親や祖父母に伝えよう！ 65歳以上の方や女性の被害が多い！

さぎ

きずな

オレオレ詐欺被害防止「絆メッセージ」

～家族から被害者を出さないために～

- ① 今年は、電話で家族などのふりをして「トラブル（※）にあい、困った。助けて。お金が必要。」と言ってお金をだまし取るオレオレ詐欺がとて増えています。

（※）トラブルの例

「会社のお金が入ったカバンをなくした。」

「株で失敗した。」

「女性を妊娠させた。」など

- ② 私は、電話で「お金が欲しい。」、「お金を振り込んで欲しい、人に渡して欲しい、送って欲しい。」なんて、絶対に言いません！

- ③ もし、このような電話が来たら、とにかく私や家族、警察に相談してください。

このメッセージは、みなさんの大切なご家族がオレオレ詐欺の被害に遭わないように、みなさんの声で直接ご家族に伝えてもらうためのものです。

実家帰省をされるみなさん、両親や祖父母など大切な方々へ「絆メッセージ」をお伝えください。



北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議
（事務局：北海道 北海道警察 北海道教育委員会）

H29.7発行 本資料は自由にコピーしてご利用ください